

## 平成30年度定期監査等結果報告書（第1次）に基づく措置状況の公表について

### 1 公表の内容

平成30年度定期監査等の結果（第1次）に基づいて、関係部署が取り組んだ状況について、公表します。

### 2 公表の根拠

地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項の規定に基づき平成30年度に実施した監査について、同条第9項の規定により提出した監査の結果に基づく改善措置の状況が同条第12項の規定により通知されたため公表するものです。

# 是正改善事項措置状況報告書

企 画 政 策 課

指 摘 事 項 ・ 内 容
(1) 書類関係について ① 文書の保存年限やファイル管理について、次のような事例が見受けられた。 A 永年保存の文書が10年保存のファイルに綴られている。 ・御所市ふるさと創生事業選考委員会委員の委嘱について
原 因
永年保存・10年保存の文書が同じ事業内容であったので、同じファイルに綴ったと考えられる。
改善措置済 ・ 以後改善済 ・ 措置方針 ・ 検討中 ・ 未措置方針
永年保存・10年保存のファイルを作成し、分けて整理・保存を行った。

指 摘 事 項 ・ 内 容
(1) 書類関係について ① 文書の保存年限やファイル管理について、次のような事例が見受けられた。 B 保存年限が10年保存となっているが、「御所市文書取扱規程」別表『保存年限期間基準表13』に則り保存年限を再度確認されたい。 ・寄附金の採納について
原 因
御所市文書取扱規程の別表は基準であるため、保存年限の認識が誤ったと考える。
改善措置済 ・ 以後改善済 ・ 措置方針 ・ 検討中 ・ 未措置方針
保存年限を別表の基準に基づいて再確認し、永年保存で整理・保存を行った。

指 摘 事 項 ・ 内 容
(1) 委託及び契約事務について ① 保守点検業務について、仕様書に『24時間365日監視し…』と記載されており、4月1日午前0時より委託する業務であるが、通常の1年契約となっている。前回の定期監査の際に『老朽化したエレベータ保守については長期継続契約は難しく検討中』との報告があった。長期継続契約が無理なのであれば債務負担行為をするのが望ましい。 ・市営住宅エレベータ保守点検業務委託 2,527,200円
原 因
検討を行ったものの長期継続契約の締結まで至らず、前年度どおりに1年契約としていたもの。
改善措置済 ・ 以後改善済 ・ 措置方針 ・ 検討中 ・ 未措置方針
長期継続契約を行う方向で、保守点検業者と調整している。

指 摘 事 項 ・ 内 容
(2) 決裁について ① 改良住宅使用料の減免について、部長専決となっている。 ・住宅使用料の減免について
原 因
決裁権限の誤認によるもの。
改善措置済 ・ 以後改善済 ・ 措置方針 ・ 検討中 ・ 未措置方針
以後、副市長決裁としている。

指 摘 事 項 ・ 内 容
(3) 現金の取扱いについて ① 市営住宅等の入居者より自動車保管場所使用承諾証明発行手数料を収納されている。保管簿には、平成30年3月23日発行分（建築住宅課領収書控えあり）について、平成30年4月4日に出納室に引き継いだとの記載があるが、出納室の現金引継ぎ簿、歳入予算差引簿からその確認は出来ない。
原 因
平成29年度の保管簿には記載したものの、誤って平成30年度収納分として現金を保管していたもの。
改善措置済 ・ 以後改善済 ・ 措置方針 ・ 検討中 ・ 未措置方針
平成29年度で収納できなかったため、保管簿に経過を注記し、平成30年度の収納とした。以後、現金引き継ぎ時に誤りがないよう、当年度、新年度のそれぞれの額を確認する。

指 摘 事 項 ・ 内 容
(1) 委託及び契約事務について ① 契約書について、次のような事例が見受けられた。 A 訂正印が委託者の御所市印のみ押印されており、両者確認とみなしがたい。 ・葛城公園維持管理業務 4,813,578円
原 因
錯誤または失念によるものである。
改善措置済 ・ 以後改善済 ・ 措置方針 ・ 検討中 ・ 未措置方針
以後の事務において、適正な契約事務を行うよう改善している。

(1) 委託及び契約事務について ① 契約書について、次のような事例が見受けられた。 B 受注者業者の代表者名の記載がない。 ・石光山緑地公園改修工事 1,263,600円
原 因
契約書を精査することを怠ったため。
改善措置済 ・ 以後改善済 ・ 措置方針 ・ 検討中 ・ 未措置方針
以後の事務において、適正な契約事務を行うよう改善している。

(1) 委託及び契約事務について ② 業務委託について、次のような事例が見受けられた。 A 平成30年3月分の検収報告書が翌年度の平成30年4月10日となっている。検収については、必ず年度内に行われたい。 ・葛城公園維持管理業務委託 344,806円
原 因
委託業者に対し、業務完了報告書に対する検収を怠ったため遅延になった。
改善措置済 ・ 以後改善済 ・ 措置方針 ・ 検討中 ・ 未措置方針
以後、業務完了後に迅速に報告書の提出を求め迅速に検収を行い、適正な事務処理を行うべく、以後の業務において改善済みである。

指 摘 事 項 ・ 内 容
<p>(1) 委託及び契約事務について</p> <p>① 請書について、次のような事例が見受けられた。</p> <p>A 日付及び納入期限が記載されていない。また、『新規事業関係』ファイルに請書のみ保管されている。業者選定から支出負担行為等一連の書類として保管すべきである。</p> <p>・御所市観光パンフレット 葛城の道 270,000円</p>
原 因
<p>文書の作成及び書類の管理に錯誤があったため。</p>
<p><b>改善措置済</b> ・ 以後改善済 ・ 措置方針 ・ 検討中 ・ 未措置方針</p>
<p>日付及び納入期限を記入したうえで、一連の書類として保管しました。今後は書類の確認、保管の確認を徹底します。</p>

指 摘 事 項 ・ 内 容
<p>(2) 書類関係について</p> <p>① 文書の保存年限やファイル管理について、次のような事例が見受けられた。</p> <p>見受けられた。</p> <p>A 文書の保存年限とファイルの保存年限とに整合性がない。</p> <p>《文書の保存年限：永年 ファイルの保存年限：10年》</p> <p>・御所市地域振興施設の指定管理業務に係る協定書について 他2件</p> <p>《文書の保存年限：5年 ファイルの保存年限：3年》</p> <p>・平成30年度県予算要望事項の提出について 他7件</p>
原 因
<p>ファイル保存年限の作成時に文書の保存年限を確認せずに登録したため。</p>
<p><b>改善措置済</b> ・ 以後改善済 ・ 措置方針 ・ 検討中 ・ 未措置方針</p>
<p>文書とファイルの保存年限が整合するよう修正しました。ファイル保存年限の作成時での文書の保存年限の確認を徹底します。</p>

産 業 振 興 セ ン タ ー

指 摘 事 項 ・ 内 容
(1) 委託及び契約事務について ① 契約書に契約日付が記載されていない事例が見受けられた。 ・ 機械警備業務委託 177,288円
原 因
失念によるものである。
<b>改善措置済</b> ・ 以後改善済 ・ 措置方針 ・ 検討中 ・ 未措置方針
契約日を記入しました。

土 木 課

指 摘 事 項 ・ 内 容
(1) 委託及び契約事務について ① 契約金額が5万円を超えているが、請書を徴取されていない事例が見受けられた。「御所市物品購入及び業務委託等に係る入札及び契約事務取扱要綱第9条第1項第2号」の規定に基づき処理されたい。 ・ 道路修繕に係る交通整理業務委託 51,840円
原 因
事務手続き上の失念と考えます。
<b>改善措置済</b> ・ 以後改善済 ・ 措置方針 ・ 検討中 ・ 未措置方針
対象業者から請書を徴取し、改善措置を行いました。今後は、失念の無いように事務処理を行います。

環 境 業 務 課

指 摘 事 項 ・ 内 容
(1) 委託及び契約事務について ① 契約書・請書について、次のような事例が見受けられた。 A 見積合わせの見積開示日及び契約日が契約期間より後の日付となっている。 ・御所市クリーンセンター浄化槽保守点検業務委託 50,760円 他3件
原 因
書類作成時及び契約書作成時の確認不足と思われる。
改善措置済 ・ 以後改善済 ・ 措置方針 ・ 検討中 ・ 未措置方針
書類作成時及び契約書作成時に確認を徹底する。また書類作成時及び契約書作成時に確認を入念に行うよう注意喚起した。

指 摘 事 項 ・ 内 容
(2) 決裁について ① 土地及び施設の一部、機材の貸付を行う契約締結について、副市長決裁となっている事例が見受けられた。「御所市決裁規程第3条第2項第14号」に則り市長決裁を得られたい。 ・御所市クリーンセンター土地及び施設の一部賃貸借並びに機材使用について
原 因
決裁区分の認識誤りと思われる。
改善措置済 ・ 以後改善済 ・ 措置方針 ・ 検討中 ・ 未措置方針
「御所市決裁規程第3条第2項第14号」に則り市長決裁にするようにするとともに、課内で事務決裁規程を回覧で確認し認識を改める。

農 林 課

指 摘 事 項 ・ 内 容
(1) 決裁について ① 行政財産目的外使用許可の伺いを課長専決により許可されている。また、使用許可書も課長名で発行されている。「御所市事務決裁規程」に基づき副市長決裁を得られ市長名で許可書を発行されたい。 ・御所市所有物件（農林課管理）使用の許可について
原 因
使用形態が車両の通行であり、当該箇所については農機具倉庫敷地内の車両等が通行する場所であること、また倉庫そのものを利用しないことから当該規則に該当しないものと判断し、任意の形式で対応してしまった。
改善措置済 ・ 以後改善済 ・ 措置方針 ・ 検討中 ・ 未措置方針
以後、類似案件については、規則に準じた対応を行っている。